

# わかことワカルの少年法 第1回

さあ、今月から大型連載がスタートします。先月号で簡単に予告いたしました、子どもと法・21として「5年後の見直し」のためにお送りする「わかことワカルの少年法」。わかワカ編集担当には、若めと若い会員が中心になって、誰にでもわかりやすく少年法の条文を解説していきます。20回（予定）の連載終了後にはブックレットを作ろうという声もあがっています。

少年法をもっとわかりやすいものにするため、会員の皆さんからの積極的なご感想、ご意見をお待ちしております。よろしくお願い致します。

## 少年法っていう法律、知ってる～??

「少年法では、人を殺した場合はどのように書かれてあるんですか？」

ある中学生が本当にしてきた質問です。子どもと法・21の会員の皆さんならばどう答えるでしょうか。「少年法 条に書いてあるよ」と教える方はいますか？ それとも「少年法にはそういうことは書かれていないんだよ」と教えるのでしょうか。

「少年法 条に書いてあるよ」と答えようとした方、少年法の何条に書かれたでしょう。「少年法にはそういうことは書かれていないんだよ」と答えようとした方、ではなぜ少年法には、人を殺した場合が書かれていないのでしょうか。少年法にないのならば、一体どこに書かれているのでしょうか。

また、こんな場合はどうでしょう。11歳、15歳、18歳、22歳の方が、それぞれ人を怪我させてしまいました。事故ではなく、自分の意志でナイフで人を刺したのです。被害者は命こそとりとめたものの、全治1ヶ月の大けがをいたしました。すぐに加害者は捕まりましたが、さあ、この後、それぞれどう扱われるのでしょうか。

ナイフより鉛筆の方が似合いそうな11歳の子は、傷害罪で刑務所に行くのでしょうか。まだ幼さの残る15歳の少年は新聞に写真も載って、加害者として法廷に立つことになるのでしょうか。大学に入学したばかりの18歳の学生は少年院に行くのでしょうか。成人式も終わった22歳はどうでしょう。

## 2006年の見直しに向けて・・・

子どもと法・21は、「主に子どもに関する法律などについて考えたり、学習したり、活動したりして」、「子どもをめぐるより良い社会を考える市民団体」です。でも、案外、少年法の条文全文をしっかりと読んだ方って少ないのではないのでしょうか。「改正」されてしまったとき、付帯決議がつき、そこには5年後に少年法を見直すことが書かれています。この5年後の見直しが、2006年です。この見直しの頃までに、会員みんなで少年法のことを勉強し、見直しの問題について、しっかり考えていけるようにスタートしたのがこの連載企画です。監修を、石井小夜子さん（弁護士）、津田玄児さん（弁護士）にお願いし、20回の連載（予定）にて、少年法の条文を一つひとつ見ていくことにしましょう。

大学の授業のように、1条から順番に見ていくのではなく、現実に事件が起きてしまったらどうなっていくのか、その流れの中で、条文を見ていくことにしましょう。また、条文の解説のみならず、各界人のコラムなどを盛り込んで、教科書とは全く違うものを目指します。この条文が知りたい、ここはどういう意味？ など、皆さんのいろいろなご意見、ご質問をお待ちしています。

次回2月号は、「事件発生と報道 ～少年事件の報道～」です。私たちが、少年事件でも大人の事件でも、「事件」というものを真っ先に知るの、TVのニュースやワイドショー、新聞雑誌の記事など、マスコミから聞くことがほとんどです。今回は、このマスコミについて、少年法はどのように書いているのかを考えていきましょう。

**少年法等の一部を改正する法律附則  
(平成一二年一二月六日法律第一四二号)**

**第一条 (施行期日)** この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

**第二条 (少年法の一部改正に伴う経過措置)** 略

**第三条 (検討等)** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について国会に報告するとともに、その状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その検討の結果に基づいて法制の整備その他の所要の措置を講ずるものとする。

**少年法等の一部を改正する法律案に対する付帯決議 (衆議院法務委員会)**

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をすべきである。

一～二 略

三 少年法の適用年齢を二十歳に満たない者に引き下げることについて、時代の変遷、主要各国の現状、選挙権年齢等法令に定めるその他の年齢区分との均衡等を勘案しつつ、鋭意検討を行うこと。

四～五 略

右決議する。

**少年法等の一部を改正する法律案に対する付帯決議 (参議院法務委員会)**

政府は、次代を担う少年の健全育成に関する総合的な施策を充実、強化するとともに、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をすべきである。

一 少年審判における事実認定手続及び検察官送致の在り方については、少年法の本旨及び実務の運用を踏まえて、今後とも検討を行うこと。

二 刑事処分可能年齢を十四歳に引き下げることに伴い、少年受刑者の教育的観点を重視した処遇に十分配慮し、矯正処遇の人的・物的体制の充実・改善に努めること。

三 観護措置期間の上限の在り方については、実務の運用を見ながら引き続き検討すること。

四 公的付添人制度の在り方については、国選による制度や法律扶助制度等を勘案しつつ、鋭意検討すること。

五 少年法の適用年齢については、選挙権年齢等の成年年齢の在り方、世論の動向、時代の変遷、主要各国の現状、婚姻年齢等他の法令に定める年齢区分との均衡等を勘案しつつ、鋭意検討を行うこと。

六 悪質重大な少年事件等、社会的に関心を集める事件については、少年のプライバシーの保護の重要性に配慮しつつ、犯罪原因を究明し、同様の犯罪の防止に資する方策及び少年法第六十一条の在り方についての研究に努めること。

七 少年事件における家庭裁判所の役割が重要であることにかんがみ、調査体制の充実等その機能の拡充に努めるとともに、少年問題に関する地域的ネットワークの構築等にも努めること。

八 被害者の保護については、法整備を含め、関係省庁の密接な連携の下、精神的・経済的支援などの総合的な施策の更なる推進に努めるとともに、諸外国において実施されている修復的司法について、その状況を把握し、必要な措置を検討すること。

右決議する。